

米国特許の判例紹介
2020.10.12 CAFC 判決
(GENENTECH, INC. v. ANDREI IANCU)

2020年10月12日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

第1. 事件の概要

GENENTECH, INC. v. ANDREI IANCU 事件

(Fed. Cir No. 2019-1263, 2019-1267, Decided: March 23, 2020)

アントラサイクリン誘導体の非存在下で、抗 ErbB2 抗体（ハーセプチンなど）とタキソイドとを投与することにより、乳癌などの Her2（erbB2 遺伝子によってコードされる）の過剰発現を特徴とする疾患を治療する方法に関する米国特許第 7,846,441（441 特許）等について、IPR で特許性が争われた事件の米国連邦巡回控訴裁判所（CAFC）の判決。CAFC は、特許権者が審査過程で行った OA 応答内容と矛盾するクレーム解釈は認められない旨を判示。

<441 特許の Claim 1>

1. A method for the treatment of a human patient with a malignant progressing tumor or cancer characterized by overexpression of ErbB2 receptor, comprising administering a combination of an intact antibody which binds to epitope 4D5 within the ErbB2 extracellular domain sequence and a taxoid, in the absence of an anthracycline derivative, to the human patient ***in an amount effective to extend the time to disease progression in said human patient, without increase in overall severe adverse events.***

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。